

3 給付金

- ◇ 給付金の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- ◇ 給付一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

給付金の支給

入会日から1カ月経過した後に、お祝い・お見舞い等の給付事由が発生した場合、給付金が支給されます。

ただし、次の場合は除きます。

- (1) 死亡弔慰金・障害見舞金・入院見舞金・住宅災害見舞金について、その発生原因に災害救助法が適用されたとき。
- (2) 給付事由の発生原因が給付金受給者または会員の故意または重大な過失による場合。
- (3) 会費の未納がある時は、支給を停止する場合があります。

》》 請求方法・期間

サービス公社所定の給付金請求書に、給付事由を証明する書類(➡P15)を添付して、事由発生日から**6カ月以内**に請求してください。

※手続きに時間がかかる場合もありますので、公社窓口にお越しになる際にはあらかじめ電話でご連絡ください。

》》 受領方法

下記のいずれかの方法で受領してください。

- ① **会員が窓口で受領**
会員が会員証・印鑑・証明書類を持参して、公社窓口で受領する。

- ② **代理人が窓口で受領**

給付金請求書面で、請求者が給付金を受領する者として指定した代理人が、請求者の会員証・証明書類・代理人の印鑑を持参して公社窓口で受領する。

- ③ **口座振込みによる受領**(振込手数料は請求者の負担となります。)

給付金請求書の振込依頼書欄に必要事項を記入・押印のうえ、証明書類を添えて公社窓口を持参または郵送で請求する。後日指定金融機関に振り込まれます。

》》 異議の申立て

給付金の決定内容に不服がある場合は、決定内容を知った日から60日以内に異議の申立てをすることができます。

》》 給付金の返還

不正行為により給付金を受領したときは、返還していただきます。

「給付金請求書」は巻末の用紙をご利用ください。
※記入例は133ページをご覧ください。

給付一覧

給付の種類		給付事由	区 分	給付金額(円)	添付書類	
祝 金	会 員	結 婚	結婚したとき ○再婚の場合は1回を限度とします。	—	20,000	結婚を証明できるもの ●戸籍謄本●婚姻届受理証明書
		銀 婚	戸籍上の婚姻期間が満25年を経過したとき	—	20,000	結婚期間を証明できるもの ●戸籍謄本(25年を経過した日以降のもの)
		金 婚	戸籍上の婚姻期間が満50年を経過したとき	—	20,000	結婚期間を証明できるもの ●戸籍謄本(50年を経過した日以降のもの)
		出 産	会員または会員の配偶者が出産したとき ○死産の場合は支給されません。 ○多児出産の場合は1児につき1件となります。	—	20,000	出産を証明できるもの ●母子健康手帳の出生届出済証明書 ●出生届受理証明書 ●戸籍謄本または住民票
		成 人	満20歳になったとき	—	20,000	生年月日が確認できるもの 【例】●運転免許証●本人の住民票 ●健康保険証 等
	子	入 学 (小学校)	会員の子が小学校に入学したとき ○請求は4月1日以降となります。	—	10,000	入学を証明できるもの 【例】●就学(入学)通知書【写】 ●就学後は在学証明書 等
卒 業 (中学校)		会員の子が中学校を卒業したとき	—	10,000	卒業を証明できるもの ●卒業証書【写】●卒業証明書	
弔 慰 金	会 員	死亡したとき ○受取人の範囲および順位は次のとおりです。 (1)配偶者 (2)子 (3)父母 (4)孫 (5)祖父母 (6)兄弟姉妹	在会 1年未満	20,000	1 次の2事項を証明できるもの ①死亡の事実を証明できるもの 【例】●死亡事項記載の戸籍謄本 または除籍謄本 ②死亡者と請求者との続柄を証明できるもの 【例】●戸籍謄本または除籍謄本 2 子が死産の場合は、医師の証明する死産証書・死産届記載事項証明書・母子健康手帳 3 父母とは実父母のことで、養父母があるときは養父母にのみ支給されます。 ※義父母には支給されません。	
			在会 1年以上 5年未満	50,000		
			在会 5年以上 10年未満	70,000		
			在会 10年以上	100,000		
配 偶 者	会員の配偶者が死亡したとき ○会員本人の死亡弔慰金を受給した場合は支給されません。	在会 1年未満	20,000	2		
		在会 1年以上	30,000			
子	会員の子が死亡したとき ○会員本人の死亡弔慰金を受給した場合は支給されません。 ○死産の場合は支給されません。	—	20,000	3		
親	会員の父母が死亡したとき ○会員本人の死亡弔慰金を受給した場合は支給されません。	—	10,000			
見 舞 金	入 院	傷病により入院したとき ○同一傷病による再入院の場合は、前回の退院日から1年以上の経過が必要です。	5日以上 10日未満	5,000	入院期間を証明できるもの 【例】●入院期間が明記された医療機関の領収書 ※退院後に請求してください。 ※入院中に死亡した場合は、入院見舞金、または死亡弔慰金のいずれか額の多い方を支給します。	
			10日以上 20日未満	10,000		
			20日以上 30日未満	20,000		
			30日以上 60日未満	30,000		
			60日以上 90日未満	40,000		
			90日以上	50,000		
	会 員	障 害	会員期間中に生じた傷病により、身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害状態になったとき	1級	100,000	身体障害等級を確認できるもの ●身体障害者手帳
				2級	90,000	
				3級	80,000	
				4級	70,000	
				5級	60,000	
	住 宅 害	会員の居住する家屋および家財に被害を受けたとき ○被災家屋に、生計を同じくする会員が2人以上居住しているときはそのうち1人にのみ支給されます。	全損・焼(70%以上程度)	100,000	家屋、家財の損害程度が証明できるもの 【例】●官公署発行の罹災証明書 ●被災状況申告書 ●損害の程度がわかる写真	
			半損・焼(30%以上70%未満程度)	50,000		
一部損・焼(5%以上30%未満程度)			30,000			
床上浸水			30,000			

※「添付書類」は原本が必要な場合、複写後お返しします。

※「添付書類」の住民票は個人番号(マイナンバー)が記載されていないものをご用意下さい。

記入例

給付金請求書

あて先 (公財)中央区勤労者サービス公社理事長
 下記給付事由により、給付金を請求します。 ○○年○○月○○日

金額	十	万	千	百	十	円
	¥	2	0	0	0	0

会員番号 00100-001 会員氏名 中央太郎 (印)

*会員死亡弔慰金請求の場合、会員氏名欄の印鑑は不要です。(自宅住所欄は請求者の住所を記入してください。)

会員死亡弔慰金の請求者氏名 (印) 会員との続柄

自宅住所 〒104-0027 中央区日本橋1-1-● 電話番号 03(3533)111□

窓口受領の場合	委任状 (受領を委任する場合) 給付金の受領を代理人 _____に委任します。	受領書 上記金額を受領しました。 受領者氏名 (委任の場合は委任された人) 中央太郎 (印)	○○年○○月○○日
---------	---	---	-----------

給付金を下記の口座に振り込んでください。

口座振込の場合	金融機関名	銀行・信用金庫 信用組合・農協 労働金庫	本店・支店
	預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号
	フリガナ		*口座番号は右詰で記入してください。 *振込手数料は請求者の負担となります。

祝金	会員	① 結婚	配偶者氏名 中央花子	婚姻届出 年月日	○○年○○月○○日	
		2. 銀婚				
		3. 金婚				
4. 成人		生年月日				年 月 日
子	子	1. 出産	出生児氏名	会員との続柄 ()	出生年月日	年 月 日
		2. 入学(小)	氏 名	会員との続柄 ()	学 校 名	小・中 学校
		3. 卒業(中)			入学・卒業 年 月 日	年 月 日 入学・卒業

死亡弔慰金	会員	在会年数	1. 1年未満 2. 1年以上 5年未満 3. 5年以上 10年未満 4. 10年以上	死亡日	年 月 日
	配偶者	子	1. 1年未満 2. 1年以上	死亡者氏名	会員との続柄 ()
	親			

見舞金(会員)	障害	障害等級	1級・2級・3級 4級・5級・6級	手帳取得日	年 月 日
	入院	入院期間	年 月 日から 年 月 日まで		
		傷病名	1. 5日以上		病院名 電話番号 ☎ ()
			2. 10日以上		
			3. 20日以上		
			4. 30日以上		
			5. 60日以上		
6. 90日以上					
住宅災害	災害の種類	1. 全損(焼)		発生日	年 月 日
		2. 半損(焼)		被害物件	
		3. 一部損(焼)			
		4. 床上浸水			

*該当する箇所には○をつけ、必要事項を記入・押印のうえ、給付事由を証明する書類を添付してください。
 *添付書類については、ガイドブック「レッツ中央ガイド」をご覧ください。

(公財)中央区勤労者サービス公社事業規則に基づき
 給付金を支給することといたしたい。

事務局長	事務局次長	主 査	担 当

入 会 年 月 日
年 月 日

受付印